

令和7年8月5日

指摘事項に対する改善措置状況を 公表しました

以下の通り、指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内 容

指摘事項に対する改善措置状況について

令和7年3月実施定期監査分(保健福祉局障害・生活福祉部北区北福祉事務所)

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第 19 号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 7 年 8 月 4 日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡北福第776号
令和7年7月28日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年3月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和7年3月実施分）

保健福祉局 障害・生活福祉部 北区北福祉事務所

【指摘事項】

○収入事務について

令和7年1月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において5,667万円余（収納率7.4%）認められました。

今後とも、債権管理条例、生活保護債権等事務処理要綱、生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

1 生活保護廃止の債務者への対応について

生活保護廃止の債務者については、廃止後も低所得者が多く返済能力が乏しいため未収金解消に苦慮していますが、適宜催告書を送付し、反応がなければ再度催告書を送付しています。今後とも、催告書のみならず「債務承認及び分割納付誓約書」も積極的に送付し、収納率の向上及び不納欠損の減少に努めてまいります。

また、居所不明者については戸籍附票等で住所を確認していますが、催告書が不達の場合には、住所確認を毎年必ず実施するなど、適宜調査を行っています。

2 生活保護受給中の債務者への対応について

返納金は原則一括納付としています。資力がなく一括納付困難な者には分割納付を促しており、収納率を下げる一因となっています。

北区北福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促しています。

また生活保護廃止の債務者が市内他福祉事務所で保護受給に至った場合も、福祉事務所間の情報連携により納付指導の強化を図ってまいります。

3 保護費からの徴収金控除について

生活保護法第77条の2及び第78条の2の規定により生活保護費から控除（天引き）が認められるようになってからは、返済が滞る債務者には本制度を活用して控除（天引き）による納付を促していますが、今後は債務が決定した段階で控除（天引き）を強く勧めるなど、保護費からの徴収金控除の活用を強く進めてまいります。

4 生活保護・自立支援課との連携

令和6年度、今後の債権管理の取り組みについて、生活保護・自立支援課との更なる連携・共有が確認されたことから、今後とも生活保護・自立支援課と連携を密にしながら適切に実施してまいります。

5 最後に

債権管理については、福祉振興係と生活福祉係及び他福祉事務所との連携強化を進めることにより、納付義務者に適切な納付指導を行うことができ、未収金解消に一定の効果が得られていますが、債務額が大きい納付義務者の未収金解消には時間がかかるため収納率を下げの一因ともなっております。これらの現状も踏まえ、生活保護・自立支援課と連携ながら、今後とも債権管理を徹底し、未収金解消及び不納欠損の回避により一層努めてまいります。

なお、令和7年3月31日現在の返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収納率は8.4%であり、令和7年1月31日現在の7.4%と比較して1.0%上昇しており、未収金の回収努力があらわれております。また、現年度分については、納付義務者に丁寧な説明を行い早期解消に特に努めています。

参考＜令和7年3月31日現在＞

返納金(滞納繰越分)

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	61,176,581	5,162,676	2,104,030	53,909,875	8.4

(内訳1) 生活保護法第63条適用

① 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	8,842,555	851,976	7,780	7,982,799	9.6

② 生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	7,004,806	1,245,787	0	5,759,019	17.8

(内訳2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	44,055,416	2,863,089	2,096,250	39,096,077	6.5

(内訳3) 返還金及び徴収金以外の返納金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	1,273,804	201,824	0	1,071,980	15.8

参考＜令和7年1月31日現在＞

返納金(滞納繰越分)

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	61,176,581	4,502,610	0	56,673,971	7.4

(内訳1) 生活保護法第63条適用

① 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	8,842,555	752,976	0	8,089,579	8.5

② 生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	7,004,806	1,041,803	0	5,963,003	14.9

(内訳2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	44,055,416	2,516,007	0	41,539,409	5.7

(内訳3) 返還金及び徴収金以外の返納金

(単位:円, %)

細 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金(滞納繰越分)	1,273,804	191,824	0	1,081,980	15.1